

第4次えびの市男女共同参画基本計画 (概要版)

【はじめに】

男女共同参画社会とは

「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。(男女共同参画社会基本法第2条)

男女共同参画社会の形成に向けた取組は

男女共同参画社会の形成に向けた取組は、国際基調の下で進められ、日本でも、国、都道府県、市町村において、法に定める基本理念にのっとり、必要な施策等を掲げた「基本計画」を策定し、取り組んできました。

えびの市では

平成16年(2004年)に「えびの市男女共同参画プラン」、平成21年(2009年)に「えびの市男女共同参画推進条例」、平成26年(2014年)に「第2次男女共同参画基本計画」、平成31年(2019年)に「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の形成に係る取組を進めてきました。

国内では

この間、国際協調の下で進められてきた男女共同参画の取組ですが、日本におけるジェンダー平等に関する指数は国際的に低い水準にあります。また、本格的な人口減少・少子高齢化社会の局面に入ったことを踏まえ、人口の半数以上を占める女性の活躍があらゆる面で不可欠となっており、こういった状況を踏まえ、国においても、近年、様々な法整備や予算措置がなされており、男女共同参画社会の形成の促進は喫緊の課題となっています。

国際社会では

平成27年(2015年)年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる『SDGs(持続可能な開発のための国際目標)』のターゲット5として「ジェンダー平等」が掲げられています。そしてこのターゲット5に関しては「ジェンダー平等の達成と全ての女性及び女の子のエンパワーメントは、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするもの」とされています。(国第5次男女共同参画基本計画)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【第4次えびの市男女共同参画基本計画】

このような状況を踏まえ、本市における男女共同参画社会の形成に向けた新たな段階への取組を推進するため、中長期的な展望に立つ政策全体の枠組と、その方向性及び取組内容を示す「第4次えびの市男女共同参画基本計画」（計画期間：令和6年度～令和10年度）を策定しました。

【計画の性格】

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づく法定計画
- (2) 「えびの市男女共同参画推進条例」第9条の規定に基づき策定する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的な計画
- (3) 「女性活躍推進法」第6条第2項の規定に基づく「えびの市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画」を含む。
- (4) 「配偶者暴力防止法」第2条の3第3項の規定に基づく「えびの市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を含む。
- (5) 「第6次えびの市総合計画」との整合性を図り、あらゆる政策分野の全庁的施策に「男女共同参画の視点」を考慮し、「ジェンダー主流化」に取り組む計画

【基本理念】

- (1) すべての人の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策・方針の立案及び決定等への共同参画
- (4) 社会のあらゆる分野での教育及び学習機会の確保
- (5) 性の尊重に基づく健康への配慮
- (6) 国際理解及び国際協力

【計画が目指す男女共同参画社会の姿】

第6次えびの市総合計画 「えがおが交わり続けるまち」
～霧島山のめぐみめぐる えびの～

第4次えびの市男女共同参画基本計画

【基本理念】

すべての人が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現

【目指す姿】

- ・一人ひとりの人権が尊重され、尊厳をもって生きることができる社会
- ・固定的な性別役割分担意識にとらわれず、多様な生き方が選択できる社会
- ・誰もが個性と能力を発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会

【施策の体系】

男女共同参画社会の形成の促進

重点目標 1 男女共同参画社会の形成に向けた、固定的な性別役割分担意識に基づく制度・慣行の見直し、教育・学習の推進

施策の方向 1 固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消を図る意識改革のための広報・啓発の推進

施策の方向 2 学校教育における男女共同参画の推進

施策の方向 3 家庭・地域における男女共同参画の推進

施策の方向 4 男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす場・機会を担う人の男女共同参画についての理解の浸透を図る取組の推進

施策の方向 5 性の多様性の尊重

重点目標 2 誰もが「個人の能力発揮」が可能であり、多様で柔軟な働き方ができる就業環境の整備(えびの市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画Ⅰ)

施策の方向 1 事業所における男女共同参画・女性活躍に関する取組への支援

施策の方向 2 誰もが、多様なライフステージに応じて、希望する仕事と生活の調和が図れる就業環境の整備促進

施策の方向 3 女性の就労に関する支援

重点目標 3 政策・方針の立案及び決定への女性の参画拡大(えびの市女性の職業生活における活躍の推進に関する計画Ⅱ)

施策の方向 1 雇用分野における女性の参画拡大を図る取組への支援

施策の方向 2 政治分野・行政分野・教育分野における女性の参画拡大を図る取組の推進

施策の方向 3 農業・商工業分野における女性の参画拡大を図る取組への支援

施策の方向 4 地域における団体・組織の方針決定への女性の参画拡大を図る取組への支援

施策の方向 5 防災分野における女性の参画拡大を図る取組の推進

施策の方向 6 女性のエンパワーメントを支援する取組の推進

重点目標 4 男女の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の根絶(えびの市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画)

施策の方向 1 暴力を容認しない社会環境の整備を図る取組の推進

施策の方向 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進

重点目標 5 「すべての人の人権の尊重」を踏まえる健康支援

施策の方向 1 生涯を通じた女性の健康支援

施策の方向 2 生涯にわたる市民一人ひとりの健康の包括的な支援

重点目標 6 男女共同参画の視点に立った、生活上の困難をかかえる一人ひとりが安心して暮らすことができる環境の整備

施策の方向 1 複合的に困難な状況にある一人ひとりの生活の安定と自立に向けた男女共同参画の視点に立った包括的な支援

施策の方向 2 誰もが安心して暮らすことができる生活基盤の充実を図る取組の推進

重点目標 7 男女共同参画の視点に立った地域づくりの推進

施策の方向 1 地域コミュニティの「共助」の力を高める男女共同参画の視点に立った地域づくりへの支援

施策の方向 2 防災分野における男女共同参画の視点の浸透を図る取組の推進

【施策等の主な内容】

計画書では、重点目標ごとに、現状と課題、施策の方向、施策の内容、担当課を記載し、今後の取組の考え方や取組内容を定めています。

重点目標ごとに記載した事項の概要を以下に示します。

重点目標1

- いまだに残っている「男は仕事・女は家庭」や「男性は主要業務・女性は補助業務」などのような、『固定的な性別役割分担意識』や、「男は人前で泣くべきではない」、「女性は感情的になりやすい」、「育児や家事は女性のほうがむいている」などのような『無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）』による差別や偏見、役割分担について、市民一人ひとりが「自分ごと」として気づき、改善に向けた行動が促進されるよう、教育の分野や家庭・地域などにおいて、男女共同参画・ジェンダー平等に関する学習や啓発の推進に取り組みます。

重点目標2

- 上記の「固定的な性別役割分担意識」や「無意識の思い込み」が影響していると思われる、働く場、就業環境における「男女の格差の解消」、「女性活躍の推進」に関し、各事業所等において主体的な取組が進められるよう、また、豊かな職業生活を送るために重要な「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」が図られるよう、情報提供や学習機会の提供、相談対応等を行います。

重点目標3

- 社会全体の構成員の約半数は女性です。政治、行政、教育、雇用、労働、地域などあらゆる分野や場面における意思決定や方針決定の過程において、女性参画を阻害している制度や慣行を見直し、女性の参画が図られるよう、その必要性への関心と理解を高めたいけるよう啓発や支援に取り組みます。
- また、あらゆる分野における女性の参画拡大に向け、男女共同参画、女性活躍に関する情報提供、学習機会の提供等、積極的な啓発活動に努め、女性のエンパワーメントの支援に取り組みます。

※女性のエンパワーメント：

女性が個人としても、社会集団としても意思決定過程に参画し、自律的な力をつけて発揮すること

重点目標4

- 配偶者等からの暴力、ストーカー行為、セクシュアルハラスメント、性暴力、人身取引等の性別に起因する暴力（言葉の暴力、経済的な暴力、インターネットを利用した暴力などを含む。）は、基本的人権を侵害する許されない行為です。そのことの基本的な認識や暴力の背景や構造、被害者への深刻な影響などについて正しい理解の浸透を図る広報・啓発を推進し、暴力の防止を図るとともに、事案や被害者の早期発見への機運の醸成を図ります。
- また、関係機関や関係団体との連携の強化、相談の質の向上を図り、被害者の立場や心情に寄り添う迅速・適切な対応による切れ目のない総合的な相談支援に取り組むほか、被害者がどこにも、誰にも相談できなかったという事態を防止するため、相談先に関する広報周知に努めます。

重点目標5

- 男女共同参画社会の形成は、持続可能な社会の形成とともに、個人一人ひとりが身体的・精神的・社会的に良好で幸福な状態であること（Well-Being ウェルビーイング）の実現において重要な「健康」について、性別による身体的性差を正しく理解し、すべての人が健康支援に係る適切なサービスを受けられるよう、生涯を通じた女性の健康支援や、市民一人ひとりの健康の包括的な支援のための啓発、体制整備、検診機会の提供など、様々な健康支援の取組を行います。
- また、女性の健康をめぐる状況については「性と生殖に関する健康と権利（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」についての理解の浸透と生涯を通じた健康支援の取組を進めます。

重点目標6

- 様々な状況や、新型コロナウイルス感染症がもたらした影響等により、生活上の困難を抱える人々の多様化、複雑化、複合化する課題については、ジェンダーの視点を踏まえ、ひとり親世帯、子育て世帯、障がいのある人、高齢者、外国の方、性的少数者の方など、一人ひとりの様々な立場や状況に応じた包括的な支援施策やその体制の整備などに取り組みます。

重点目標7

- 生活上の基盤となる「地域」に係る課題が多様化、複雑化、複合化し、その解決のため「共助」の力が期待されている中、地域における方針決定等への女性の参画や組織運営に関しては、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みが依然として根強く残る場面も見られるため、特に、防災の分野における男女共同参画の視点の浸透と女性の人材育成、女性の参画・活躍の推進に資する施策・事業に取り組んでいきます。

男女共同参画の関係でよく聞く「ジェンダー」って？

一般的に生物学的な性差（セックス）に付加された「社会的・文化的に作られた性差・性別」のことを指します。この「ジェンダー」の平等を実現することが、喫緊かつ重要な課題となっています。

【計画の推進体制】

- 市の行政組織内における認識を高め、関連施策・事業の推進と評価・改善を図っていきます。また、本計画の策定の際にも調査研究を行い市長への答申で意見を述べた「男女共同参画推進審議会」をはじめ、宮崎県知事から委嘱を受けた「男女共同参画地域推進員」、関係する機関や団体等との連携強化を進め、着実かつ効果的な計画の進捗を図ります。
- 毎年度、行政内部と男女共同参画推進審議会において、計画の進捗状況の評価を行い、施策・事業の改善、見直しを行っていきます。
- 「計画が目指す数値目標」についても、達成状況等に応じて必要な見直しを行い、目標達成、更に上積みができるよう計画の実践に努めます。

【計画が目指す数値目標】

※施策の進捗や目標の達成状況に応じて、見直しを行う場合があります。

設定項目		現況値 2022 年度	目標値 2028 年度
1	男女共同参画が推進されていると思う市民の割合	15.8%	40%
2	えびの市男女共同参画推進条例を知っている人の割合	44.9%	80%
3	男女共同参画に関する講演会等の参加者の男性の割合	—	50%
4	男女共同参画に関する出前講座を実施したまちづくり協議会の数	0 か所	4 か所
5	市任用各種相談員向け研修会の受講率	—	80%
6	「みやざき女性の活躍推進会議」会員企業数	5 社	8 社
7	女性向けの能力開発に資するセミナー等開催数	—	2 回
8	「仕事と生活の両立応援宣言事業所」登録事業所数	19 事業所	25 事業所
9	市男性職員の配偶者出産休暇取得率	0%	100%
10	市男性職員の育児休業取得率	25%	50%
11	病後児保育利用者数（延べ）	5 人	50 人
12	制度利用が可能な市男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇の合計取得日数が5日以上の方の割合	0%	50%
13	審議会等における女性登用率	28.2%	40%
14	市の管理職（課長級・課長補佐級）に占める女性職員の割合	12.5%	20%
15	市の係長職に占める女性職員の割合	37.2%	40%
16	認定農業者に占める女性の割合	11%	15%
17	家族経営協定を締結した経営体数	37 経営体	40 経営体
18	まちづくり協議会役員に占める女性の割合	12%	30%
19	女性消防団員の活動延べ日数	116 日	176 日
20	「配偶者暴力防止法」を知っている人の割合	73.7%	90%
21	DV被害を受けた人のうち、どこか（誰か）に相談した人の割合	44.7%	100%
22	乳がん検診受診率	12.4%	20%
23	子宮頸がん検診受診率	13.2%	20%
24	特定検診の男女別受診率	男性 36.6% 女性 47.4%	男性 60% 女性 60%
25	介護予防教室の開催回数	169 回	200 回
26	子ども食堂運営数	3 か所	4 か所
27	ファミリーサポートセンター年間利用者数	422 人	500 人
28	高齢者実態把握年間件数	2,518 件	2,600 件
29	まちづくり講演会参加者に占める女性の割合	17%	30%
30	防災士資格取得者に占める女性の割合	25.2%	40%

主な相談先

相談者の秘密は、固く守られます。

《《えびの市女性相談所》》

ひとりで悩んでいませんか？さまざまな悩みの相談に応じます。男性も相談可。

《電話》月曜～金曜 9：00～16：00 ※祝日・年末年始を除く

《面談》要予約

☎フリーダイヤル（無料）0120-123-693

☎電話 0984-35-0152

《《宮崎県女性相談所（配偶者暴力相談支援センター）》》

配偶者等からの暴力（DV）で悩んでいる、ストーカー被害を受けている、女性の抱える悩み（売春の強要、性暴力被害、離婚問題、家庭内・職場等での人間関係等）の相談に応じます。

《電話》月曜～金曜 9：00～20：30／土・日 9：00～15：00

《面談》月曜～金曜 9：00～18：00 ※祝日・年末年始を除く

☎電話 0985-22-3858

《《宮崎県男女共同参画センター》》

夫婦・恋人・家族のこと、人間関係のこと、からだのこと、DV・デートDVのことなど、何となく生きづらい、どこに相談していいのかわからない・・・。「こんなことで電話しても」とためらうことなく、まずはお電話ください。

《電話・面接》月曜～金曜 9：00～17：00／土曜 9：00～16：30

※祝日・年末年始を除く

☎電話 0985-60-1822

《《さぽーとねっと宮崎（性暴力被害者支援センター）》》

さぽーとねっと宮崎は、性暴力被害にあわれた方やその家族の方などが、安心して相談し、必要な支援を受けることができるよう、宮崎県が開設した相談窓口です。

《電話・面接》月曜～金曜 9：00～16：00 ※祝日・年末年始を除く

☎電話 0985-38-8300

考えてみてください・・・

あなた自身の考えや行動を振り返ってみて、
思い当たる『固定的な性別役割分担意識』や
『無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）』がありませんか？

例えば、

「子どもの教育に関することは女性の役割（女性の方が上手くいく）」、
「家庭内で家事はほとんど女性がしている（女性のほうがむいている）」、
「料理は男性がしてもいいけど、後片付けは男性の仕事ではない」、
「地域の役員は男性がして当然（男性のほうがいい）」、
「男の子らしく～～するべき。女の子らしく～～してほしい。」 など

※思い当たることを書き出してみましよう。

-
-
-

「その考え方」や「そう思うこと」に理由がありますか？
本当にそうなのでしょうか？

※今後、意識したいこと、心がけてみようと思ったことを書き留めておきましょう。

-
-
-

えびの市は、宮崎県内の自治体の中で最初に

「えびの市におけるあらゆる差別をなくし人権を守る条例」 を制定したまちです。

市民一丸となって、「すべての人が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を目指しましょう。

発行編集：令和6年（2024年）3月 えびの市総務課

〒889-4292 宮崎県えびの市大字栗下1292番地

電話：0984-35-3711 ファクス：0984-35-0401

メール：somu@city.ebino.lg.jp

ホームページ URL： <https://www.city.ebino.lg.jp/>